

ニセコ中学校HP運用規約

1. 目的

- ・本校生徒の学習活動及び教育活動を公開し、地域の方々や広く一般に知らせることで、保護者の理解と協力を得る。
- ・本校の教育実践を公開し、広く意見を取り入れる。
- ・生徒が、学習の成果をホームページにまとめ、発信することができる。
- ・教職員は、ホームページを利用して、学校に関わる情報を発信することができる。

2. ホームページの管理・運営

- ・管理責任者は、学校長とし、ホームページに掲載された全ての情報について責任を負う。
管理責任者は、職務を補助するため、ホームページ作成委員会を置くことができる。
- ・ホームページ上の著作に関しては、ニセコ町立ニセコ中学校が有するものとする。

3. 個人に関する情報の保護

- ・個人に関する情報（特定の個人が識別され、又は識別され得るもの）を当ホームページに掲載公開する場合には、教育活用の目的を達成するために必要不可欠であると学校長が認める場合、また、本人の同意（取り扱う内容によって保護者の同意）がある場合とする。
また、不利益を被ることがないように、必要な対策を講じる。

①教育活用の目的を達成するために必要不可欠であると学校長が認める場合は、以下の情報を取り扱うことができるものとする。

- ・生徒及び関係者の作品等
- ・活動の様子がわかる写真
- ・児童の氏名、特技、表彰関係

②いかなる場合も以下の情報は取り扱うことができない。

- ・生徒及び関係者の住所、電話番号、生年月日、血液型、家庭の状況、成績等
- ・生徒及び関係者の個人の顔写真

4. 公開情報の修正・削除

- ・ホームページ上に、既に公開されている情報について、関係者から修正・削除要求が出された場合、それについて管理責任者は、要求の部分を修正・削除できるものとする。

5. ホームページ作成公開の際に厳守すべき事項

- ・生徒及び保護者や職員など個人の人権を侵したり、著作権を侵害したり、その他法律に触れたりすることのないようにする。
- ・ホームページには、本校の公的名称を利用し、管理責任者を明示する。
- ・ホームページには、本運用規程を掲載し、情報発信がこれらの規定に基づいたものであることを明記する。
- ・ホームページに掲載した内容について、本人、保護者、関係者等から内容の訂正又は削除の要請、著作権侵害の指定等を受けた場合は、管理責任者の指示により速やかに対応する。

6. 生徒への指導の配慮

- ・教職員は、人権尊重、個人情報保護、著作権に配慮し、インターネットにおける基本的モラルに留意するとともに、生徒の情報モラルの育成を図る。
- ・教職員は、インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報の取り扱い等の指導を徹底する。

7. ホームページ公開規約の見直し

- ・学校教育におけるインターネット利用の進展に伴い、この公開規約に示した事項に見直しの必要が生じたときは、校内において十分な検討を経て、規約の見直しを行うものとする。

8. その他

- ・発信する内容について、言語、表現方法、内容等、人権に関わる表現に考慮しなければならない。
- ・非合法的な情報や公序良俗に反する情報等の送受信をしてはならない。
- ・教育ネットワークに接続したパソコン等の機器、公共のネットワーク、あるいはインターネット等に支障を与えるもの、または支障を与える恐れがある行為をしてはならない。
- ・インターネットを通して商用や、その他営利活動をしてはならない。
- ・個人・団体を誹謗中傷する内容の情報を送受信してはならない。
- ・有害なコンピュータープログラム等を送受信してはならない。
- ・法令に違反するもの、または違反する恐れがある行為をしてはならない。
- ・上記に定めるものの他は、別途管理責任者が定める。

この規約は平成24年12月18日から実施する。